

23 笠寺公園（南区）



0 100 200

駐車場出入口設置に係る規制緩和

平成 28 年 7 月 15 日

指定都市市長会

1 提案概要

(1) 背景

駐車場法に定義される路外駐車場（道路の路面外に設置され、一般公共の用に供されるもの）のうち、駐車面積が 500 m²以上の路外駐車場については、構造及び設備の基準が政令で定められている。路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分」以外の道路等に設ける必要があるが、「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」については、国土交通大臣が円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合、適用が除外されている（駐車場法施行令第 7 条第 2 項）。一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていない。そのため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースや出入口設置に多額の費用がかかってしまうケースが生じている。

(2) 提案内容

駐車場法施行令第 7 条第 2 項に「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」を追加し、「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」同様に出入口の制限規定の適用除外ができるようにすること。

2 支障事例について

道路のまがりかどにおける路外駐車場出入口の設置が法令上認められないことから、路外駐車場として設置することを断念した事例がある（別紙 1）。

本事例のまがりかど部分は、当該駐車場利用者以外の通過交通が想定しにくく、通過車両と入庫車両の錯綜の恐れは極めて低い。加えて、通過交通や歩行者等の多い道路側へ駐車場の出入口を設けた場合、入出庫に起因して円滑かつ安全な交通の確保に支障となる場面も想定されることから、当該まがりかどへ出入口を設置するのが妥当である。

3 制度改正の必要性とその効果について

2 で述べた支障事例以外にも、駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがりかどに駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある（別紙 2）。

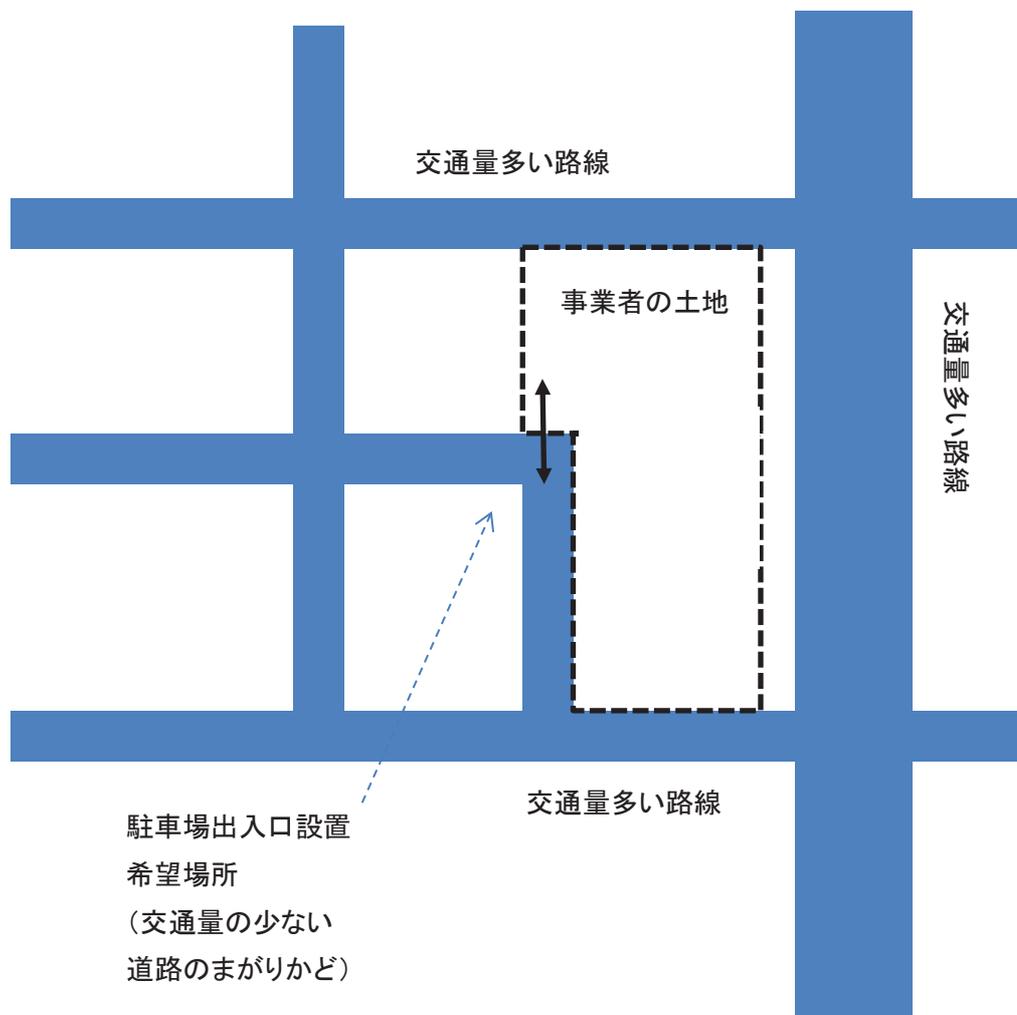
駐車場法施行令が改正され、まがりかど部分への出入口の設置が制度上可能になったとしても、あくまでも同令第 7 条第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣が円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めることが前提となるため、交通安全上支障になるものを無条件で認めることにはならない。

逆に、駐車場出入口の選択肢が増えることで、より安全・円滑な道路交通につながるものと考えている。

以上

駐車場出入口規制に係る支障事例（仙台市）

次の事例において、「道路のまがりかど」に出入口を設けることができなかつたため、事業者は結果的に路外駐車場の設置を見送っている。



イメージ

